

役員懲戒等規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人横須賀三浦建設協会（以下「協会」という。）の理事及び監事並びに理事長及び業務執行理事（以下「役員」という。）に対し、懲戒等の種類及び基準を定め、役員の倫理の維持向上を図ることを目的とする。

(懲戒等の種類)

第2条 協会が定める懲戒等の種類は次のとおりとする。

- (1) 訓告は口頭での注意や指導とする。
- (2) 戒告は嚴重注意を文書で指導し、始末書や誓約書を提出させる。
- (3) 辞任勧告は役員の辞任届の提出を勧告し、提出しない場合は解任させる。
- (4) 解任は定款第27条により、総会の議決又は理事会の決議によりその身分をはく奪する。

(懲戒等の基準)

第3条 協会が定める懲戒等の基準は次のとおりとする。

- (1) 訓告は、役員がその服務規則や職務上の義務に違背し、当該役員に自省があり酌むべき事情がある場合とする。
- (2) 戒告は、役員がその服務規則や職務上の義務に違背し、当該役員に自省が見られず酌むべき事情が相当程度に減殺される場合とする。
- (3) 辞任勧告及び解任は、役員がその服務規則や職務上の義務に違背し、当該役員に全く自省が見られず酌むべき事情がない場合とする。

(懲戒等の対象)

第4条 懲戒等の案件の対応は、苦情申し立てをもって開始し、申立人は協会の会員とする。

(懲戒審査)

第5条 懲戒審査の対象となる行為は次のとおりとする。

- (1) 理事会に連続して3回以上無断欠席した場合
- (2) 理事会等で暴言や暴力を行った場合
- (3) 故意又は重大な過失により協会に損害を与えた場合
- (4) 反社会的行為を行った場合

- (5) 社会の法、秩序に触れる行為をした場合
- (6) 役員就任時提出した誓約書の内容に違背した場合
- (7) その他、役員として問題行動が好ましくない場合

(懲戒等の処分)

第6条 懲戒等の対象となった役員を第2条の規定に基づき処分する場合は、第7条に定める懲罰委員会において必要な調査を行ったうえで理事会に答申し、当規則に従って理事会において処分を決定する。

- 2 処分は、訓告以外は原則として文書による。
- 3 懲戒等の対象になった役員は、第1項による処分が確定するまでその身分は保護される。

(懲罰委員会)

第7条 懲罰委員会には、次の理事及び職員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局 1名

(附 則)

この規則は、平成30年9月4日より施行する。